

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成23年3月10日
【会社名】 アビックス株式会社
【英訳名】 AVIX, Inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 熊崎 友久
【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい2 2 1 1
【電話番号】 (045) 670-7711 (代表)
【事務連絡者氏名】 管理本部本部長 桐原 威憲
【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい2 2 1 1
【電話番号】 (045) 670-7711 (代表)
【事務連絡者氏名】 管理本部本部長 桐原 威憲
【届出の対象とした募集（売
出）有価証券の種類】 株式
【届出の対象とした募集（売
出）金額】 その他の者に対する割当 197,260,000円
【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所（大阪市中央区北浜一丁目8番16
号）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	35,225株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株制度は採用しておりません。

- (注) 1 平成23年3月10日開催の取締役会決議によります。
2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	35,225株	197,260,000	98,630,000
一般募集			
計(総発行株式)	35,225株	197,260,000	98,630,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
なお、発行価額の総額197,260,000円の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法で割り当てます。
2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。
3 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容
ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合が当社に対して保有する第1回転換社債型新株予約権付社債200,000,000円の内、197,260,000円
発行期日 平成18年11月30日
満期日 平成23年11月30日
利率 0%
行使価格 一株あたり 金61,800円
行使期間 平成19年1月1日から平成23年11月29日まで
債務免除の内容 第三者の専門機関による本現物出資財産の鑑定評価額197,262,975円との差額2,737,025円は、現物出資の払込をもって債務免除の予定。
また、1株に満たない鑑定評価額との差額2,975円は、現物出資の払込をもって債務免除の予定。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
5,600	2,800	1株	平成23年3月30日(水)		平成23年3月30日(水)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 本有価証券届出書の効力発生後、上記株式を割り当てた者から申込がない場合には、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

4 申込みの方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ現物出資の目的となる金銭債権を払込期日付で充当する旨を記載した株式申込証を提出するものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
アビックス株式会社 本社	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 金銭以外の財産を出資の目的としており、当該財産の給付の場所については、申込取扱場所と同一であります。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)

(注) 1金銭債権の現物出資の方法によるため、当該出資については、手取金はありません。

2上記のとおり、手取金はありませんが、発行諸費用として、評価鑑定費用1,250,000円、登記費用700,000円を見込んでおります。(消費税等は含んでおりません。)

(2) 【手取金の使途】

上記のとおり、現物出資による増資のため、手取額はありません。

尚、本第三者割当増資では、平成18年11月30日に第1回転換社債型新株予約権付社債として発行調達した300,000,000円(内100,000,000円は平成20年6月2日付で買入消却)のうち、200,000,000円を第三者の専門機関により本現物出資財産の鑑定評価を行った結果、2,737,025円を債務免除した現時点での財産価値である197,262,975円から、1株に満たない12,975円も債務免除した197,260,000円が現物出資(デット・エクイティ・スワップ)により給付される予定であり、当初調達した300,000,000円につきましては、当社事業である映像コンテンツに係るイベント運営用制御ソフトやコントローラーソフト開発・導入、広告ネットワーク化実験費用等の運転資金として、平成18年12月1日から平成20年3月31日までに、全額充当済みであります。詳細は、以下のとおりであります。

具体的な使途	金額	支出時期
映像コンテンツに係るイベント運営用制御ソフト(注1)の開発・導入費用及びそれに係る運転資金		平成18年12月から平成19年12月
制御ソフトの開発費・試作テスト機材費等 運転資金	約32,000,000円 約30,000,000円	

コントローラーソフト(注2)の開発・導入費用及びそれに係る運転資金		
コントローラーソフトの開発費・関連するシステム開発費等	約40,000,000円	平成19年4月から平成20年3月
運転資金	約30,000,000円	
広告ネットワーク化(注3)実験費用及びそれに係る運転資金		
大型表示機の試作機費・会場運搬費等	約90,000,000円	平成19年4月から平成20年3月
運転資金	約80,000,000円	

- (注)1 スポーツ会場などイベント時に使われるLED表示機に最も適した制御を実現するソフト。放映する映像コンテンツの切り替えや変更を簡単な操作で制御するソフト
- 2 当社製の大型表示機をネットワーク化する際のコントロールソフト。インターネットの広告手法をとり入れた屋外表示機用のソフト
- 3 当社の製品とソフトを活用し、屋外の看板をデジタル化・ネットワーク化することで、メディアとしての役割を最大限発揮させること。ハード及びコントロールソフト両方のインフラ整備が必要

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合	
所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号	
出資額	100億円	
組成目的	普通株式、新株予約権、新株予約権付社債等を取得し、これらを保有して、その投下資本を回収することを目的とする。	
主たる出資者及びその出資比率	無限責任組員である株式会社JBFパートナーズ（出資比率1%）と、適格機関投資家である国内大手銀行及び損害保険会社等6先（出資比率84%）の他、上場会社等2先（出資比率15%）の有限責任組員から出資されております。	
業務執行組員に関する事項	名称	株式会社JBFパートナーズ
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 河野芳隆
	資本金	30百万円
	事業の内容	投資事業組合財産の運営管理
	主たる出資者及びその出資比率	河野芳隆 37.5% 杉野泰治 37.5% 竹本尚弘 25.0%

（注）1 ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合は、平成16年4月1日に投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）に基づき組成されております。

2 業務執行組員である株式会社JBFパートナーズは、昭和52年4月20日に設立され（平成15年10月より、株式会社エイ・トゥ・ズィから株式会社JBFパートナーズに社名を変更し、投資事業組合財産の運営・管理を目的として活動を開始）、平成19年12月5日付で適格機関投資家等特例業務に関する届出を行っております。

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社の株式101,207株（51.68%）を保有する親会社
人事関係	無限責任組員 株式会社JBFパートナーズより同社代表取締役河野芳隆氏が当社取締役会長として派遣されている他、2名の取締役を派遣。（3名とも会社法上の社外取締役となります。）
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	第1回転換社債型新株予約権付社債 2億円 発行期日 平成18年11月30日 満期日 平成23年11月30日 利率 0% 行使価格 1株あたり 金61,800円 行使期間 平成19年1月1日～平成23年11月29日 第2回転換社債型新株予約権付社債 3億円 発行期日 平成18年11月30日 満期日 平成23年11月30日 利率 0% 行使価格 1株あたり 金61,800円 行使期間 平成20年12月1日～平成23年11月29日 第3回転換社債型新株予約権付社債 3.5億円。 発行期日 平成20年6月10日 満期日 平成24年11月30日 利率 0% 行使価格 1株あたり 金17,500円 行使期間 平成20年7月10日～平成24年11月29日

（注）1 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成23年3月9日現在のものであります。

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成元年に設立し、人間の目の残像効果を利用したLED（発光ダイオード）表示機を開発・製造するメーカーとして平成17年4月、株式を公開いたしました。この時期、屋外のデジタル看板としてLED表示機が注目を集めはじめており、当社としても、表示機の販売に注力する一方、販売した表示機に放映する映像コンテンツの配信ビジネスを本格的に立ち上げたこともあり、上場後も財務・資本政策の検討を行ってまいりました。そんな中、平成17年末に、当社代表取締役社長熊崎友久は、当社の創業当時から付き合いがあり、経営面でのアドバイスを頂いていた三井物産株式会社のOBで、現在貿易に関するコンサルタン

トをされている知人を通じて、中堅企業の成長戦略の推進及び企業価値向上の寄与を目的とする投資事業を展開し、投資先企業への経営支援において豊富な実績のある株式会社JBFパートナーズの代表取締役河野芳隆氏の紹介を得ました。その後、同人に対して、当社の財務・資本政策について相談したところ、当社は、株式会社JBFパートナーズより、同社が運営管理するジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合による当社への出資についてご提案を頂き、同組合からのデュー・デリジェンスを受けつつ、投資条件等の協議を行い、平成18年11月に同組合から第1回及び第2回新株予約権付社債（詳細は上記「b提出者と割当予定先との間の関係」を参照）の形で総額10億円の出資を頂きました。その後、株式会社JBFパートナーズより、経営・事業に対する助言を頂き、平成19年6月からは社外取締役を派遣していただいております。（現在は3名の取締役を派遣）

しかしながら、平成19年に起こったサブプライムローン（サブプライム住宅ローン危機）問題に端を発した米国住宅バブル崩壊をきっかけに世界的規模の金融不安が起こって以降、LED表示機などの大型投資に対する意欲が減少し、販売実績が極端に落ち込むことになり、この状況を打開するため、当社は平成20年より、少額の月額レンタル料金・リース料金で利用できる小型電子看板の開発に着手いたしました。この際にも、中長期的な視野を持って支援していただき、運転資金についても、同様に支援していただいていた株式会社JBFパートナーズより、同社が運営管理するジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合から、平成20年6月に、第3回新株予約権付社債（詳細は上記「b提出者と割当予定先との間の関係」を参照）の形で3.5億円の追加出資を頂きました。当該資金調達にあたっては、小型電子看板という新規事業の代金回収がレンタル料といった長期間にわたるモデルのため、短期資金ではなく長期安定資金が望ましいこと、当時の当社状況では、金融機関からの新規の借入は困難であったこと、新規事業ということもあり、事業開始時には、開発の頓挫やマーケット開拓が予定通り進まないなどの一定のリスクを伴うため、そのリスクを保全するために、同組合からの依頼により、普通株式より返済順位の高い新株予約権付社債での調達となりました。

尚、同じく平成20年6月に第1回新株予約権付社債総額3億円の内1億円を自己資金にて購入消却いたしました。これは、すでに第1回及び第2回新株予約権付社債の引受先として10億円の出資をしていただいている中、当時第1回新株予約権付社債の行使価格（一株当たり61,800円）と株価（16,800円（平成20年6月2日））が乖離しており、実質的な含み益が無い状況では、既存投資に対する一定の回収という事実が無いと、新たな追加出資が困難であるという同組合の方針から、1億円の購入消却の提案があり、当社といたしましては、新規事業のための新規での資金調達を優先するため、自己資金による1億円の購入消却に合意したものであります。

その後、平成20年11月に、抜本的な経営方針の転換を実現するため、事業の統廃合や人員削減等のリストラに伴う大幅な経費削減と安定収益を基盤とする経営体質への転換を目指す「アビックスリニューアル」プランを策定いたしました。

このリニューアルプランの特徴とは、大幅な経費削減を行うとともに

「大口受注が無くても安定的に黒字化を実現するアビックス」

をスローガンとして、表示機の販売という一時的な大きな売上に頼ることなく、表示機の売上業績が低調な時期でも、安定的に収益があがる事業を強化することで、経済環境の影響を受けにくい事業体を目指すというものでした。

当プランは順調に実施され、月平均76百万円であった販管費が現状では月平均41百万円程度にまで減少し、損益分岐点の大幅な引き下げに成功するなど、着実に成果は上がりました。また、安定収益事業に軸をおく経営に抜本的な改革を実施し、平成21年4月には、アセット事業というアビックスの資産を活かしたリース・レンタルビジネスなどを取り扱う事業部門を新設し、収益確保の安定化への転換を図ってまいりました。

アセット事業では、当社製品を貸し出し、「サービス料金」として顧客から長期安定的な収益を得るビジネスモデルになっております。このように、現代における有効なプロモーションメディアであるデジタルサイネージに的を絞り、屋内、屋外のビジョンに映像コンテンツ配信、メンテナンスなどの運営事業とともに、小型電子看板ix-board(イクスボード)などのハードを自社リースによって提供する販促サービス提供事業（アセット事業）の強化を図ってまいりました。

一方で当プランによる経営方針を進めていくと、以前は大型の表示機販売中心の事業組み立てであったため、継続性は無いが短期的に大きな収益を上げることができ、短期的に資金回収できておりましたが、運営・アセット事業による売上を積極的に拡大したため、資金回収という面においては、長期化する傾向になりました。

当社としては、在庫の圧縮、経費の削減など資金流出を抑えた経営方針を継続してまいりましたが、表示機販売の業績は長引く経済環境の不安の影響を大きく受け、想定以上に低調なものとなってしまい、平成21年3月期の決算においては、債務超過（211百万円の債務超過）という状況になりました。そのような状況においても、同組合から平成21年6月に、第2回新株予約権付社債の一部（第2回新株予約権付社債7億円の内4億円）を出資財産として第三者割当増資に応じて頂き、債務超過を解消させるとともに、親会社として引き続き中長期的に支援していただけることとなりました。当該資金調達にあたっては、債務超過という状況に加え、平成22年3月期までに債務超過を解消できなければ上場廃止の可能性もあるなか、解消するために必要な資金を新たに調達することは非常に困難であること、当時第2回新株予約権付社債の行使価格（一株当たり61,800円）と株価（3,850円（平成21年6月1日））から判断して新株予約権の行使が現実的ではないことから、長期的視野のもとご支援いただいていたジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合を運営・管理する株式会社JBFパートナーズと検討を重ね、第2回新株予約権付社債の一部を出資財産とした第三者割当増資（デット・エクイティ・スワップ）を選択しました。

その後も、当社の経費削減計画は順調に進み、営業活動におけるキャッシュフローも改善されるとともに、平成21年11月には、日商エレクトロニクス株式会社と資本・業務提携を実施し、LED表示機以外のライ

ンナップを増やし、さらに安定収益事業の強化を図っております。このような状況から、平成22年4月に一定の成果をもって、アビックスリニューアルプランは完了したと判断し、同時に新三ヵ年計画を策定いたしました。新三ヵ年計画とは、長期的な黒字化の実現を目的としており、安定収益事業である映像コンテンツや小型電子看板、レンタルといった事業の売上規模を拡大し、新たな事業を立ち上げていくことで、平成25年3月期においては、売上高17億円、経常利益3億円を計画するものです。新三ヵ年計画は計画通り進捗しており、その結果平成23年3月期第3四半期においては、四半期期間損益で黒字化を達成し、営業活動におけるキャッシュフローにおいては、140百万円の収入という成果を達成できており、業績は回復しております。

しかしながら、平成23年11月には、ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合への新株予約権付社債5億円（第1回新株予約権付社債2億円、第2回新株予約権付社債3億円）の満期日を迎えます。第1回及び第2回新株予約権付社債は、行使価格（一株あたり61,800円）と現在の株価（6,070円（平成23年3月9日））が著しく乖離しており、新株予約権の行使が現実的でないこと、また、安定収益事業の強化により、中長期的な資金の回収は見込めており、現預金は増加傾向にありますが、平成23年2月末現在の現預金残高が240百万円という状況を鑑みると、当該金額について自己資金での返済は困難と考えられることから、資金調達が必要となっております。

また、安定収益事業が拡大していくなかで、新サービスの開発や事業化を積極的に展開していく必要があり、今後中長期的にはそのための資金需要も検討する可能性があるなかで、銀行等からの借入といったデット・ファイナンスを検討しておりますが、当社の現在の財政状況を勘案すると、業績の回復、黒字化及び自己資本比率の改善といった財務基盤の強化が必要となっております。

こうした経営環境の下、当社の現状の経営状態、及び今後の中長期の経営方針についての十分な理解があり、ここに至るまで事業戦略の実行に欠かせない支援を頂き、今後もその方針に変わりないこと、平成21年6月からは当社の親会社として協力関係にあること、また、返済すべき負債の一部が減少し、自己資本比率が改善され、（平成22年12月末14.7%から30.9%に改善）当初の増資目的が達成されることから、ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合を割当先として選定し、同組合が保有する第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（額面額2億円）を現物出資の目的となる財産として、平成23年3月10日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（額面額は200,000,000円ですが、第三者の専門機関により現物出資財産の鑑定評価を行った結果、現時点での財産価値は197,262,975円と算定されており、同組合が今回引き受ける発行額は197,260,000円となり、差額の2,740,000円は債務免除となります。）の発行を決議いたしました。

本第三者割当増資が実施された場合には、当社株式の希薄化が生じることとなり、株主の皆様には大きな影響が生じると考えられますが、当社の財務基盤を安定化し、事業の円滑は継続を確実なものとするためには、必要不可欠であると判断しております。

（第三者割当による新株式発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））を選択した理由）

当社は、上記の通り一年以内の返済予定新株予約権付社債5億円の返済資金の調達が必要であり、中長期的には、安定収益事業を主軸とした経営体制を強化するため、新規事業への新たな投資に伴う資金需要も検討していく必要があるため、財務基盤の安定・強化を図ることが必要不可欠であることから、以下の検討を経て、第三者割当による新株式発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））による方法を選択いたしました。

まず、銀行借入を中心としたデット・ファイナンスによるものか、資本を中心としたエクイティ・ファイナンスによるものかを検討いたしました。検討の結果、当社の財政状況を勘案しますと銀行等の金融機関からのデット・ファイナンスは、現状の金融機関を取り巻く厳しい環境の中では非常に困難であり、また当社の現状では、自己資本の充実が必要と判断し、エクイティ・ファイナンスを選択いたしました。次にエクイティ・ファイナンスのうち、公募増資か、第三者割当増資かを検討した結果、今回の資金調達予定額を鑑みた場合、当社の株式の流動性、コスト及び準備期間において有利であると判断し、第三者割当増資を選択いたしました。このような状況のなか、当社の親会社であり割当予定先であるジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合を運営管理する株式会社JBFパートナーズと本年の年明けから検討を進めました。その結果、以下二点の理由から、第三者割当による新株式発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））が最適な方法であると判断いたしました。

一年以内の返済予定新株予約権付社債を現物出資していただくことで、返済すべき負債の一部が減少し、残額3億円については、自己資金での返済可能性が高まること、これは、現状（平成23年2月末）の現預金残高240百万円に対し、安定収益事業における月々の安定収益に加え、大型表示機の受注残、今後の見込み案件等を加味した事業計画から、社債の返済期日である平成23年11月末までに150百万円の収入が予定されているためであります。

金融機関との意見交換を行い、平成23年3月期の当社業績の回復に加え、自己資本の強化、自己資本比率の改善がなされることで、今後のデット・ファイナンス等の資金調達が検討可能になること。

d 割り当てようとする株式の数

35,225株

e 株券等の保有方針

本第三者割当増資について、割当予定先からは、長期保有目的である旨の意見を頂いております。なお、割当予定先との間で、割当新株式効力発生日（平成23年3月30日）より2年間において、当該割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価

格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、書面により当社に報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書入手する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

本第三者割当増資は、当社に対する金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）のため、金銭の払込みはありません。

尚、当社に対する金銭債権の現物出資を実行するにあたり、その対象となる現物出資の目的となる第1回転換社債型新株予約権付社債について、払込期日付でこれを現物出資財産として充当する旨を明記した株式申込証を提出していただく予定であります。

また、当該現物出資財産は、平成18年11月30日に第1回転換社債型新株予約権付社債として発行調達した200,000,000円であり、当初調達した資金200,000,000円につきましては、当社事業である映像コンテンツに係るイベント運営用制御ソフトやコントローラーソフト開発・導入、広告ネットワーク化実験費用等の資金としてすでに全額充当済みであります。

g 割当予定先の実態

ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合は、平成16年4月の設立より、国内の中堅・中小企業等への投資実績があります。同組合の無限責任組合員である株式会社JBFパートナーズは、東京海上出身の河野芳隆氏、日産自動車出身の杉野泰治氏、三和銀行（現三菱東京UFJ銀行）出身の竹本尚弘氏が、外資系投資ファンドAIGジャパン・パートナーズでの活動を経て、日本の中堅・中小企業を対象とした投資ファンドの運営・管理を主たる目的として平成15年に設立した会社であり、平成16年4月に国内機関投資家（国内大手銀行、損害保険会社等）からの出資により同組合を立ち上げ、現在出資総額100億円の資金を運用しております。

当社は、割当予定先ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社JBFパートナーズが暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体（以下、「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、これまでご支援いただいている実績の通り、社会的信用力及び当社の新株予約権付社債の引受先としての4年以上に亘る協力関係に加え、平成21年6月からは親会社として支援頂いている関係において、反社会的勢力等と関わることなく、現物出資が履行されるものと判断しております。尚、確認のため割当予定先ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社JBFパートナーズの代表取締役である河野芳隆氏に当社代表取締役である熊崎友久がヒアリングをした結果、同社が特定団体でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないこと、同社の役員が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないこと、割当予定先の出資者が設立当初から変更がないこと、出資者が特定団体でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。また、割当予定先ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社JBFパートナーズから特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しております。

上記の通り、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主な出資者が特定団体等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

発行価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日までの3ヶ月間（平成22年12月10日から平成23年3月9日）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式取引の終値平均5,587円を参考にして5,600円と致しました。

尚、この発行価額は、取締役会決議日の前営業日の終値6,070円に対して7.7%のディスカウント、1ヶ月間の平均値6,302円に対して11.1%のディスカウント、3ヶ月間の平均値5,587円に対してはディスカウントなし（0.2%のプレミアム）、6ヶ月間の平均値4,832円に対して15.9%のプレミアムとなっており、合理的な水準であると判断しております。

3ヶ月間の平均値を算定根拠として採用したのは、昨今の金融環境下における不安定な株式市場や、当社株式の流動性が低く、少ない出来高においても株価が変動しやすい状況であることなどの株価の変動状況を考慮し、公正な発行価額を決定する上で、取締役会決議日の前日という特定日の株価を使用するよりは、ある程度長期間の平均株価という標準化された値を参考とする方が算定根拠として客観性が高く合理的であると判断し、発行価額を直近3ヶ月の平均株価を参考として、前日の終値、他の期間平均との比較検討など総合的に判断し5,600円と致しました。

なお、当該発行価額は、日本証券業協会の第三者割当増資等の取扱いに関する指針に準拠した方法により算定しております。また、これにより算定した発行価額については、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。当該判断に当たっては、割当先に特に有利でないとの見解を当社監査役3名（全員が会社法上の社外監査役）より得ております。

また、今回の新株式発行は、当社が平成18年11月30日に発行した平成23年11月30日満期の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（額面2億円）による現物出資になりますが、第三者の専門機関である株式会

社ネクト会計事務所(東京都千代田区一番町6番地)により本現物出資財産の鑑定評価を行った結果、現時点での財産価値は197,262,975円と算定されました。

具体的には、本社債の発行額、満期日及び利率、新株予約権の転換価額及び権利行使期間、並びに現在株価、株価変動性(ボラティリティ)、倒産確率等の基礎数値を基に、一般的に新株予約権付社債の価値評価で使用される離散時間型モデルである2項モデルを用いて算定が行われております。尚、新株予約権部分は、ほぼ無価値と算定されております。この株式会社ネクト会計事務所の鑑定評価内容及び鑑定結果に基づいて、平成23年3月10日の当社取締役会にて検討した結果、同会計事務所の鑑定評価は妥当なものと判断しております。

b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行する新株式の発行数は、35,225株(完全議決権株式数も同数)であり、現在の当社の発行済株式数195,803株(完全議決権株式数も同数)に対し、17.99%(完全議決権株式数比率でも同一)の希薄化が生じます。しかしながら「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載の通り、当社が安定収益事業に主軸をおき、継続的に円滑に事業展開を進めていくためには、当該新株発行による株主資本の増加、債務の圧縮、自己資本比率の改善が必要であり、当社の企業価値を向上させていくためには、本第三者割当増資による新株式の発行が必要不可欠のものであると考えております。以上のことから、新株式の発行に係る発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内2丁目2-2	101,207	51.69	136,432	59.05
日商エレクトロニクス株式会社	東京都中央区築地7丁目3-1	20,754	10.60	20,754	8.98
時本豊太郎	神奈川県横浜市	14,401	7.35	14,401	6.23
熊崎友久	神奈川県三浦郡	10,563	5.39	10,563	4.57
株式会社セキネネオン	茨城県潮来市古高3480-1	4,563	2.33	4,563	1.98
株式会社イーエーディエンドー建築設計室	宮城県仙台市宮城野区東仙台4丁目3-47	4,287	2.19	4,287	1.86
河野芳隆	東京都港区	3,497	1.79	3,497	1.51
株式会社ヴァンクラフト	東京都渋谷区神宮前3丁目35-8	1,886	0.96	1,886	0.82
渡辺悦子	岡山県岡山市	1,465	0.75	1,465	0.63
株式会社細田協佑社	東京都中央区日本橋1丁目2-5	1,125	0.57	1,125	0.49
計		163,748	83.63	198,973	86.13

(注)1 平成22年9月30日現在の株式名簿を基準としております。

2 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報に記載の有価証券報告書および四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成 23年 3月10日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更 その他の事由はございません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年 3月10日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

第四部 組込情報に記載の有価証券報告書（第21期）の提出日（平成22年 6月30日）以後、本有価証券届出書提出日（平成 23年 3月10日）までの間において、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項 第 9 号の 2 の規定に基づき、平成22年 7月 1 日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年 6月29日

(2) 決議事項の内容

第 1 号議案 取締役 6 名選任の件

取締役として、河野芳隆、熊崎友久、時本豊太郎、小崎享
諏訪和由、竹本尚弘の 6 名を選任する。

第 2 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

補欠監査役として、高橋俊博 1 名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率	決議の結果
------	------------	------------	------------	-----	-------

第1号議案					
河野芳隆	174,878	245	0	99.82%	可決
熊崎友久	174,878	245	0	99.82%	可決
時本豊太郎	174,878	245	0	99.82%	可決
小崎享	174,874	249	0	99.82%	可決
諏訪和由	174,865	258	0	99.81%	可決
竹本尚弘	174,874	249	0	99.82%	可決
第2号議案					
高橋俊博	174,914	209	0	99.84%	可決

(注) 1 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2 賛成の割合の計算方法は次のとおりです。
 本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち各議案に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立した為、賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権のの確認ができていない議決権は加算していません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第22期第3四半期	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月19日

アビックス株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 雅 史

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアビックス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アビックス株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年6月2日開催の取締役会において、第三者割当による新株発行を決議するとともに、同日付にて、ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合との投資契約の締結を行っている。なお、第三者割当増資については、平成21年6月19日払込が完了している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アビックス株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アビックス株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月4日

アビックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 宏之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 雅史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアビックス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第21期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アビックス株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月17日

アビックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板 谷 宏 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 雅 史

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアビックス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アビックス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アビックス株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アビックス株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月3日

アビックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 宏之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 雅史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアビックス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第22期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アビックス株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。